

区分	締結項目	入院（病床）	発熱外来	自宅療養者等への医療の提供※1	後方支援	人材派遣	個人防護具の備蓄	備考
	流行初期医療確保措置※あり							
協定締結医療機関	第一種協定指定医療機関	○	○	○	○	○	△ (任意)	
	第二種協定指定医療機関		○	○	○	○	△ (任意)	
	上記の指定以外				○	○	△ (任意)	

- 協定を締結した医療機関のうち、病床の確保に対応する医療機関は「第一種協定指定医療機関」として、発熱外来や自宅療養者等への医療の提供に対応する医療機関は「第二種協定指定医療機関」として、それぞれ都道府県知事が指定します。
(感染症法第6条第16項及び第17項、第38条第2項)
- 後方支援、人材派遣、個人防護具備蓄のみの協定締結は指定の対象となりません。
- 協定指定医療機関により実施される入院医療・外来医療・在宅医療は公費負担医療の対象となります。
(感染症法第37条第1項、第44条の3の2から3の4まで、第50条の3から第50条の5まで等)

※流行初期確保措置の対象となる基準

- ①新興感染症の国内発生公表後から、県の要請後1週間以内に受入れ体制を整備
- ②流行初期から、1日あたり10人以上の発熱患者を診療できること。ただし、診療所については、例外的取扱いとして5人以上とする。（流行初期においてかかりつけ患者以外の受入れが不可の場合は、措置の対象となりません。）